

平成 30年 2月 15日

第771号

ヤマダ総合公認会計士事務所

代表 山田 良平



〒124-0012

東京都葛飾区立石 1-12-11 ヤマダビル

TEL : 03-3694-6091 FAX : 03-3691-6680

ミニかわら版

(この資料は全部お読みいただいても60秒です)

法人登記申請書の法人名のフリガナの記載等が始まる

「世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」(平成29年5月30日閣議決定)の別表において、「法人が活動しやすい環境を実現するべく、法人名のフリガナ表記については、(略)登記手続きの申請の際にフリガナの記載を求めるとともに、法人番号公表サイトにおけるフリガナ情報の提供を開始」することが決定されました。

この決定を受け、平成30年3月12日以降、商業・法人登記の申請を行う場合には、登記申請書に法人名のフリガナを記載するとともに、同年4月2日以降、フリガナ情報が法人番号公表サイトを通じて順次公表されることになりました。フリガナの記載については、本年3月12日以降、法務局に商業・法人登記申請書を提出する場合には、登記申請書の「商号(名称)」の上部に、法人名のフリガナを記載します。

フリガナは、法人の種類を表す部分(「株式会社」、「一般社団法人」など)を除いて、片仮名で、スペースを空けずに詰めて記載します。商業・法人登記申請の機会がない場合には、フリガナに関する申出書を管轄の法務局に提出して、フリガナを登録することもできません(手数料はかかりません)。フリガナに関する申出書には、法人の代表者が管轄法務局に提出している印鑑を押します。

また、登記申請書や申出書に記載したフリガナは、法人番号公表サイトを通じて公表・データ提供されます。法務局で法人登記をしない法人、外国法人及び人格のない社団等は、税務署に提出した届出書等に記載されているフリガナが公表等されることとなります。なお、法人番号とは、インターネット上の「国税庁法人番号公表サイト」を通じて公表され、個人番号(マイナンバー)とは異なり、利用範囲の制約がなく、誰でも自由に利用できるものです。

法人名のフリガナの公表開始について(国税庁)はこちらからご覧いただけます。

<http://www.houjin-bangou.nta.go.jp/oshirase/h30/h300131.html>